

## 須賀川市条例第42号

### 須賀川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

#### (適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定による準工業地域内における特別用途地区に係る都市計画の決定を告示した区域に適用する。

#### (特別用途地区内の建築制限)

第4条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

#### (特例による許可)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、当該特別用途地区の利便の増進及び環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認める場合は、当該建築物の建築を許可（以下「特例許可」という。）することができる。

2 市長は、前項の特例許可をする場合は、あらかじめ須賀川市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転のうち、次に掲げる要件に該当し、特例許可をする場合においては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

#### (罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者  
(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、都市計画法第20条第1項の規定による特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設立地制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で令第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの